

科 學 技 術 の 新 體 制

去る 5 月 27 日の閣議に於て科學技術新體制要綱が決定せられた。これは今日の國際情勢が我國に要請する高度國防國家の建設及び東亞共榮圏の自給自足に對して、科學者並に技術者が、最も有效的に貢獻し得べき體制を整備せんとするその第一歩として慶賀すべきことである。

此の要綱が確定せられる迄には多くの紛糾曲折を經て來たので、それが提案せられてから成立する迄には、殆ど 1 個年に近い時日が経過した。そしてその結果を見ると各方面の意見がそれぞれの形に取り入れられて居る様である。例へば後述の科學技術審議會を新設することは、學界方面の主張の反映であらう。

今日迄の経過が何であつたにせよ、既に閣議を經て國として採るべき途が決定せられたのであるから、我々としては當局を激勵して、高度國防國家の建設並に東亞共榮圏の自給自足に向つて、最も有效的に科學者並に技術者の能力を發揮せしめる體制を完成させ、依つて國家の期待に添ふ様にどこ迄も協力する義務があると考へる。既に各國共科學者並に技術者を動員して國家目的にその技能を徴用することは盛んに行はれて居るのである。然るに我々は幸に未だ爆彈の慘禍を體驗しないためか、前述の通り議論に荏苒 1 年に近い時日を費してしまつたのである。我々は此の 1 年を取り戻すつもりで努力せねばならぬ。

發表せられた要綱によると、“科學の劃期的振興と技術の躍進的發達とを圖ると共に、その基礎たる國民の科學精神を作興し、以て大東亞共榮圏の資源に基く科學技術の日本的性格の完成を期す”るために、20 項目に分たれた“要領”が示されて居る。例へば基礎研究の充實促進、應用研究の連絡進展、工業化研究の振興並に活用、研究費並に研究資材の優先確保、東亞共榮圏の資源調査等から更に進んでは國民科學精神の涵養、國民生活の科學化に至る迄、一々我國の科學並に技術の分野に於ける缺陷を衝いて餘す處なしの感がある。

そしてこれに對する“措置”として内閣直屬の科學技術行政機關（假稱技術院）を創設すると共に、特殊法による綜合研究機關を設け、又内閣に科學技術審議會を設置して科學技術最高國策に關す

る重要事項を調査審議するといふのである。これは誠に結構なことであるが、此の“措置”によつて眞に所期の目的を達成するの道は決して坦々たるものではない様に思はれるから、當事者は充分の覺悟が必要であらう。要するに“要領”は上記諸機關の極めて有能適正なる運用によつてのみ實現せられる理想である。

然らば如何にして左様な運用が行はれるかといふと、先づ軍部、關係各省、學界、民間の熱意ある協力を前提とする。そして此の固い協力の下に官制なり施設なりが完成せられ、又これを實際に動かす人が選ばれて、茲に始めて血の通つた有機的の科學技術新體制が生れるのである。上述の“要領”を見ても解る通り、技術院（假稱）の企圖する管掌事項には、現在他の省の繩張りに屬するものが少からずある。これ等の諸官廳との間に摩擦なく且つ重複なく事を運ぶといふことは、從來の慣例から見るとなかなか困難な仕事である。然し今日は東亞共榮圏の自給自足、高度國防國家の建設といふ高い觀點からして、企畫院の側からも關係各省の側からも小我を捨てて互に協力し、此の新體制の完成に折角努力して貰ひ度いものである。

今日我國の科學並に技術は國際的に見て、どうしても一大飛躍を要請せられて居る。そしてそれは此の新體制の適切有效なる運用によつてのみ達成せられる。それ故若し今日こゝ迄持つて來られた新體制要綱が、その實施に當つて假りにも蹉跎を見る様なことがあつたとすると、その結果は眞に寒心すべき事態に立ち至るであらう。これを思へば此の新體制は是が非でも盛り立てて行かねばならぬ。そしてそれには前述の通り先づ誠意と熱情のある協力が絶對的必須條件である。

斯様にして出來上つた新體制が果して有機的に活躍して所期の目的を達し得るや否やは、その制度の適否如何によるのは勿論であるが、然しその制度を生かすも殺すも、結局これを運用する人にあることは昔から解りきつた話である。殊に發足最初の人選に宜しきを得ない場合には、凡ては失敗に歸するであらう。どうか當事者は此の點を充分にのみ込んで人的構成に特別の注意を拂つて貰ひたい。

(VI-12, 仁科芳雄)